

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、婚姻後に国民年金及び付加年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時は、夫の転勤により、A市からB市に転居したことから納付記録が漏れてしまったのではないかと思うので、申立期間についても、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に国民年金及び付加年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、オンライン記録から、申立人が昭和53年2月から国民年金及び付加年金に任意加入し、申立期間を除く86か月の長期間にわたって、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は、申立人の夫の転勤により、A市からB市に転居し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと述べているとおおり、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、A市からB市への住所変更が行われている上、継続して任意加入していたことが確認できることから、申立人が、国民年金被保険者として住所変更を行い、保険料を納付する意思を示していながら、申立期間の保険料のみを未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 旭川国民年金 事案595

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

夫が、それまで勤務していた職場を昭和49年11月に退職した後、A市役所で夫婦二人の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金保険料は、手続後に納付書が送付され、昭和49年11月から50年3月までの5か月分で5,100円だったので、夫婦二人分を合わせて1万200円を、夫が自宅近くのB郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と比較的短期間である上、申立人及びその夫が国民年金に加入した昭和49年11月以降は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は昭和50年分の所得税の確定申告書の控えの写し及び昭和50年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書の写しを提出しているところ、当該領収証書に記載された納付年月日から、当該確定申告書に記載された保険料額「2万6,400円」は、申立期間の一部を含む申立人及びその夫の昭和50年1月から同年12月までの保険料額と一致する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年6月5日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は全て過年度納付が可能であることから、申立人が、昭和50年分の確定申告書の控えの写しに記載されていない49年11月及び同年12月の保険料のみを未納のままにしていたとは考え難く、当該期間の保険料も納付していたと考えるのが自然

である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月については、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、58年4月から59年3月までは付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月  
② 昭和56年3月  
③ 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間①、②及び③については、私がA市の臨時職員として働いていた後の期間であり、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていた。

農業協同組合の口座から、農業者年金の保険料と付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたので、申立期間①及び②は、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していたことを、申立期間③については、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、農業者年金の保険料と付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、独立行政法人B基金の記録から、申立人の当該期間における農業者年金の保険料が納付されていることが確認できる。

申立期間①については、国民年金被保険者台帳等から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和55年3月に切替手続を行い、国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できる上、申立人が前納した昭和55年度分の付加保険料を含む国民年金保険料のうち、昭和55年12月から56年3月までの保険料は、申立人が55年12月1日付けで厚生年金保険被保

険者資格を取得したことにより、56年5月18日付けで還付決議が行われているが、その時点で申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未納の場合は当該期間の還付金が充当されることとなるところ、申立期間①に充当された形跡が無いことから、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が納付済みであったと考えられる。

申立期間③については、申立人は、農業者年金の保険料と付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、A市の国民年金カードでは、付加保険料を含めて国民年金保険料が納付済みである記録となっている上、当該期間における農業者年金の保険料が納付されていることから、申立人は、農業者年金の保険料と一緒に、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、国民年金被保険者台帳から、昭和55年4月に申立人の同年4月から56年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料が前納されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和55年12月1日に取得後、56年3月31日に同被保険者資格を喪失し、同年4月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることから、前述のとおり同年5月18日付けで還付決議が行われており、当該還付手続及び還付金額に誤りは確認できない。

また、オンライン記録から、昭和62年8月18日付けで、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日が56年4月1日から同年3月31日に記録訂正が行われていることが確認できるものの、その時点では、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人が申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和55年3月については、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、58年4月から59年3月までは付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月10日から6年10月1日まで

株式会社Aでの、平成5年6月から6年3月までの給与は、基本給15万円と交通費8,100円を合わせて、総支給額は15万8,100円であり、厚生年金保険の標準報酬月額は16万円になるはずだが、国（厚生労働省）の記録では、14万2,000円とされているのはおかしい。

また、平成6年4月の昇給により、基本給は15万8,000円となり、交通費8,100円と合わせて総支給額は16万6,100円となったので、定時決定により同年10月からの標準報酬月額は17万円となるはずだが、同年8月から標準報酬月額が17万円になっているのはおかしい。

給与明細書は無いが、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aにおける申立人の標準報酬月額の記録は、平成5年6月の資格取得時から6年7月までは14万2,000円、6年8月からは随時改定により17万円となっているところ、申立人は5年6月から6年9月までは16万円、同年10月からは17万円の標準報酬月額であると主張している。

しかしながら、B厚生年金基金が保管する申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳」の標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額の記録と一致していることから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

また、申立人は申立期間当時の給与額及び保険料控除額を確認できる資料等は保管しておらず、商業登記簿謄本によれば株式会社Aは平成22年12月\*日に破産手続を終結している上、元代表取締役は、「当時の関係書類は、全て処分しているので無い。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、C信用金庫から提供された申立人に係る預金取引明細表に記載されている給与振込額からは、申立人の主張する給与額であったことは推認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は申立期間②、⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月1日から同年9月6日まで  
② 昭和56年9月6日から58年7月1日まで  
③ 昭和58年7月1日から同年11月30日まで  
④ 昭和59年4月1日から63年4月1日まで  
⑤ 平成元年4月1日から同年12月1日まで  
⑥ 平成2年5月1日から同年10月28日まで

申立期間①及び③については、A有限会社で勤務していたが、厚生年金保険の加入については、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社の社長の父親が代表であったB株式会社で厚生年金保険に加入していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、国（厚生労働省）の記録では、B株式会社で厚生年金保険に加入している当該期間の標準報酬月額は15万円となっているが、給与は月給20万円であったので記録を訂正してほしい。

申立期間④については、毎年4月1日から11月末日頃までA有限会社で勤務しており、同社での厚生年金保険の加入記録は、昭和63年4月からとなっているが、実際は、59年4月から勤務し、申立期間も同社で厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険被保険者期間として認め

てほしい。

申立期間⑤及び⑥については、A有限会社で勤務しており、国（厚生労働省）の記録では、標準報酬月額は15万円となっているが、給与は一定の金額で25万円であったので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間①のうち昭和56年6月15日から同年9月6日までの期間、及び申立期間③において、申立人が、A有限会社で勤務していたことは認められる。

また、オンライン記録によれば、A有限会社は昭和62年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人には同社の社長の父親が代表であったとするB株式会社での厚生年金保険の加入記録があり、当該加入記録のある期間中にA有限会社での雇用保険の加入記録が確認できることに加え、申立人以外にも同様の取扱いとなっている同僚の加入記録が確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間においては、B株式会社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

しかしながら、A有限会社における雇用保険の加入記録が確認できた同僚二人にも、雇用保険のみに加入し厚生年金保険に未加入となっている期間が確認できることから、同社では、従業員全員を在職期間の全てについて、B株式会社において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものとは考え難い。

また、申立人が、A有限会社で勤務していたときの同僚として名前を挙げた3人は、死亡又はオンライン記録では特定できず照会できない。

さらに、A有限会社は平成3年9月30日、B株式会社は昭和60年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両社の当時の代表取締役役に照会したが、そのいずれからも回答は無く、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間④について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間④のうち昭和59年5月1日から同年11月30日までの期間、60年6月17日から同年11月30日までの期間、61年4月1日から同年11月30日までの期間、及び62年5月1日から同年11月30日までの期間において、申立人が、A有限会社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間④のうち、B株式会社が昭和60年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間、及びA有限会社が厚生年金保険の適用事業所となった62年7月1日より前の期間については、両社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、前述のとおり、A有限会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の全ての在職期間について、B株式会社において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものとは考え難い上、連絡の取れた同僚からは、A有限会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年7月1日より後の期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や資料等は得られなかった。

さらに、前述のとおり、A有限会社及びB株式会社の当時の代表取締役に照会したが、そのいずれからも回答は無く、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、15万円と記録されているが、申立人は、月給20万円であったと主張している。

しかしながら、B株式会社及びA有限会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述のとおり、両社の当時の代表取締役からの回答も得られないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、申立人の雇用保険の離職時賃金日額（昭和57年1月31日離職時は7,666円、同年11月30日離職時は7,625円、58年11月30日離職時は7,807円）の記録から、申立期間②当時の申立人の給与は20万円相当であったことがうかがえるものの、申立人は、当該給与総額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料等を所持していない上、オンライン記録によれば、申立期間当時のA有限会社の代表取締役のB株式会社における標準報酬月額は、申立人の主張する金額（20万円）よりも低額となっていることが確認できる。

申立期間⑤及び⑥について、オンライン記録によれば、申立人のA有限会社における標準報酬月額は、15万円と記録されているが、申立人は、申

立期間⑤及び⑥に係る月給は25万円であったと主張している。

しかしながら、申立人は、当該給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料等を所持していない上、A有限会社は既に適用事業所ではなくなっており、前述のとおり、当時の代表取締役からの回答も得られないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、申立人の雇用保険の離職時賃金日額（平成元年11月24日離職時は5,000円、2年10月27日離職時は4,892円）の記録から、申立期間⑤及び⑥当時の申立人の給与は15万円相当であったものと推認される。

このほか、申立期間②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、⑤及び⑥について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から41年1月1日まで  
昭和41年1月に結婚のため退職してA市からB町に引越し、それから2年間、A市に帰っておらず、脱退手当金をもらった記憶が無い。  
申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和41年1月1日）から約4か月後の昭和41年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には「昭和41年4月20日 滅失再交付」の記載があることから、脱退手当金の裁定請求に伴い厚生年金保険被保険者証が再交付されたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされおらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、

当該記号番号が統合処理されたのは昭和60年9月27日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から42年6月4日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いて、A株式会社で厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。

脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和42年6月4日）から約2か月後の昭和42年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の3か所の事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間と

は別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは平成6年3月10日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年8月20日まで  
年金受給手続の際に、A株式会社B事業所で厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受給したことになることを知った。  
脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和36年8月20日）から約3か月後の昭和36年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金の支給決定日は通算年金制度創設後であるが、請求を行ったのは制度創設前であると考えられ、当時は20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、昭和43年10月5日に厚生年金保険に再加入するまで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは平成22年9月14日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで  
A株式会社を出産のため退職したが、当時、脱退手当金の制度については知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 44 年 4 月 1 日）から 21 日後の昭和 44 年 4 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社から提出された従業員の社会保険の加入状況を記録した名簿には、申立人の厚生年金保険の記号番号、資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額等級、標準報酬月額変更及び算定基礎届などの記録が記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致しているところ、当該名簿の申立人に係る備考欄には「脱退手当金」と記載されている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは平成11年8月11日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。